

第75回市町村職員を対象とするセミナー 「発達障害児者支援について」

- 1 日 時 平成20年9月19日（金）13：00～16：45（12：30開場、受付開始）
- 2 会 場 中央合同庁舎5号館 低層棟2階 講堂
- 3 定 員 280名程度
- 4 プログラム

一	【開会あいさつ】 厚生労働省 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長 福島 靖正	13：00～ (10分)
二	【行政説明】「発達障害児者支援の施策について」 厚生労働省 障害保健福祉部 精神・障害保健課 発達障害対策専門官 日詰 正文	13：10～ (20分)
三	【発達障害児者支援に係る自治体の取り組みについて】 — 自治体職員からの報告 —	
	(1) 実践報告 1 「人材育成を中核とした県と市町村の連携事例 ～三重県の取り組み～」 ・ 三重県立小児心療センターあすなろ学園医療部 副参事兼子どもの発達総合支援室長 中村 みゆき 氏 ・ 志摩市 健康福祉部子育て支援課 子育て支援第二係長 澤田 真仁 氏 ・ 亀山市 総合保健福祉センター 保健福祉部 子ども総合支援室長 志村 浩二 氏	13：30～ (90分)
	— 休 憩 —	15：00～ (15分)
	(2) 実践報告 2 「子育て支援施策を行う中で、発達障害児者支援のネットワーク化を実現している事例」 ・ 舞鶴市 保健福祉部 児童・障害福祉課 障害福祉係主査 瀬野 勝久 氏 ・ 大府市 健康福祉部 児童課長 久野 幸信 氏 ・ 倉吉市 福祉保健部 子ども家庭課長 塚根 智子 氏	15：15～ (90分)
四	【閉 会】	16：45メド

※ 進行には万全を期してまいります、場合により終了時間を超過する場合がございます。

※ なお、プログラム内容については適宜変更の可能性があります、予めご了承願います。

第75回市町村職員を対象とするセミナー

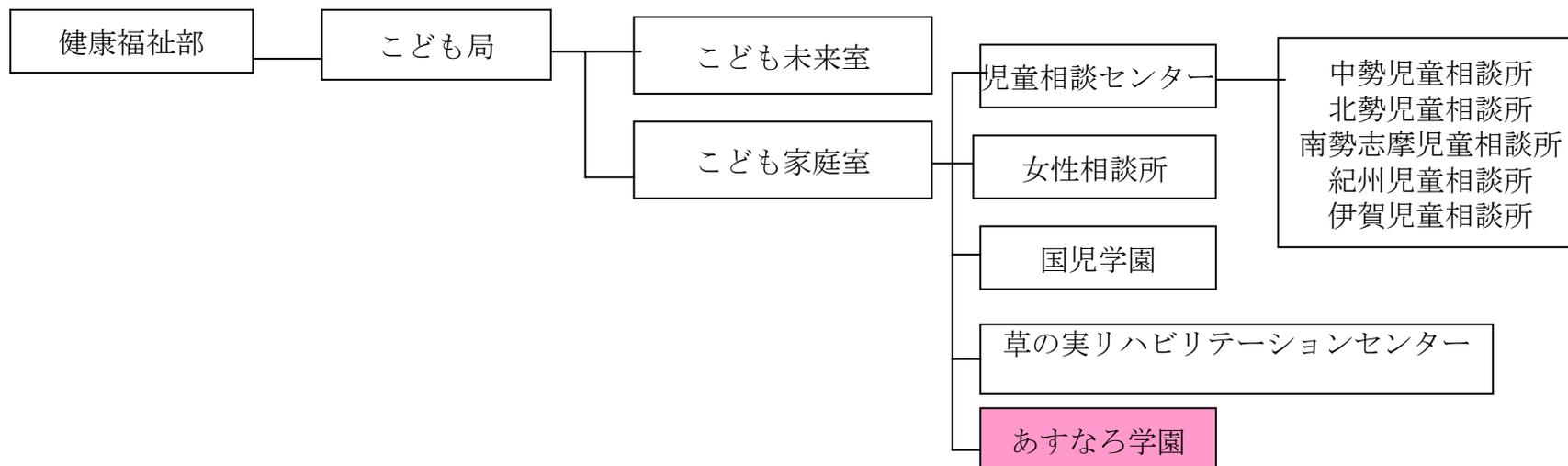
20. 9. 19

人材育成を中核とした県と市町の連携 ～三重県の取り組み～

三重県立小児心療センターあすなる学園
こどもの発達総合支援室
市町支援グループ
中村 みゆき



三重県の組織



○小児心療センターあすなろ学園

第1種自閉症児施設であり、児童精神科の病院である。(外来診療、入院治療、医療連携、市町支援)

新規外来患者 584名

外来患者 19,607名

延べ入院患者 23,871名

(80床)

(平成20年3月31日現在)

* 三重県の人口 1,866千人

18歳未満 317千人



子どもは困っています。その1

🌸 : 中学2年生 A君

「経過」

授業中の立ち歩き、暴言、特定の女子への
ストーカー行為: メール攻撃、嫌がらせ電話、
靴隠し、持ち物壊し、つきまとい→被害女子
は恐がり不登校、A君には学校から登校ス
トップ→あすなろ学園紹介。



子どもは困っています。その2

:小学生時代

低学年では集団行動が苦手、帰宅後も誰とも遊ばず、特定のミニカーを並べて一人遊び、難しい漢字を書く、などこだわりがみられた。5年生で学級崩壊の中心となり、6年生でナイフなどに興味を持ち、購入。

:幼児期

3歳児健診でことばの遅れ指摘、保育園ではことばでの指示が入らない、友だちとうまく遊べない、一人遊びが多い、ヒーローになりきる、おもちゃなどへのこだわり。

情報収集が困難、各年代で気づいている？が支援されていない。

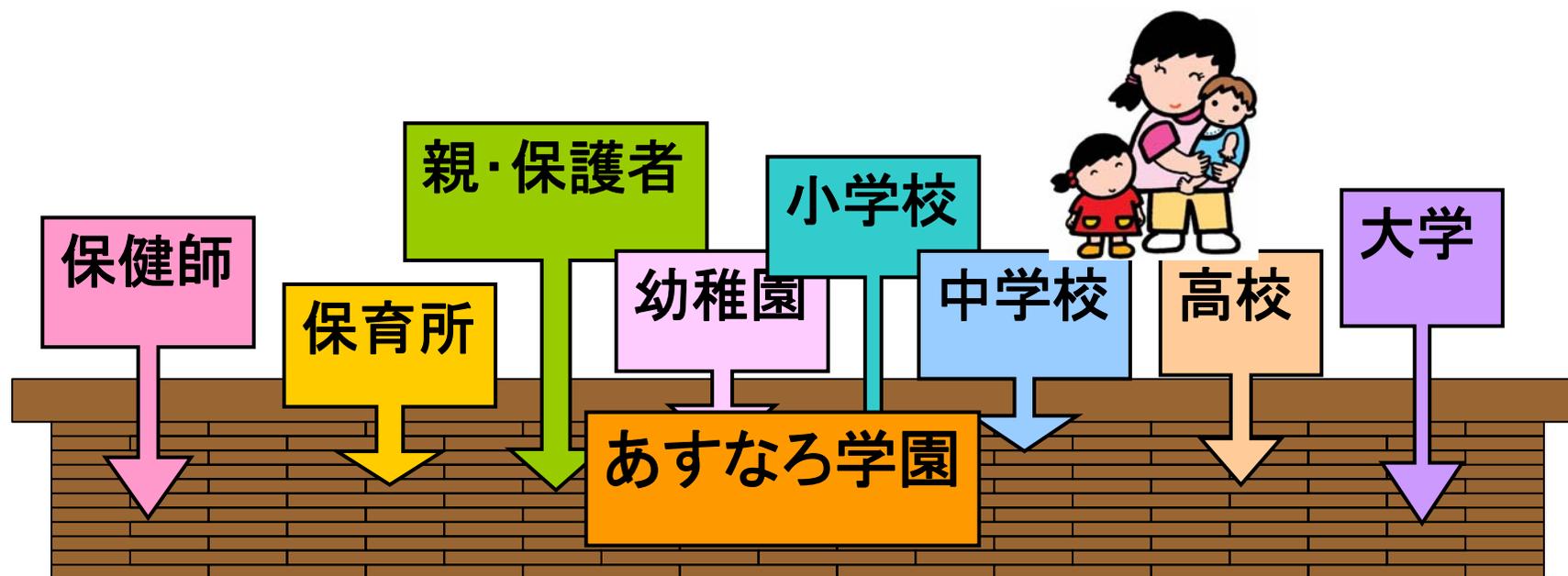


課題

- ❁ 保健師→保育士→知人→児相→小児科→療育機関→精神科クリニック→あすなろ受診に2～3年
- ❁ 更にあすなろの初診は3～4カ月待ち
- ❁ 保育所、幼稚園、学校での問題行動悪化
- ❁ 保護者と担任等との関係悪化
- ❁ 早期に支援すれば受診は不要？のケース
- ❁ 保育士、教師の見極め力、指導力の不足
- ❁ ケース管理が曖昧、支援が途切れている

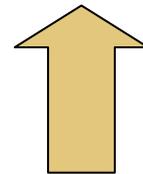


<現状> 受診・相談・支援方法を求めて



身近なところで早期発見 途切れのない支援システム

- ①各市町に発達総合支援室、又はその機能の構築
(ワンストップ窓口)保健・福祉・教育、一元化の組織
- ②3歳児、5歳児発達チェックによる早期発見と個別の指導計画による早期支援→保健師・保育士・教員及び担当部署職員の人材育成
- ③発達障がい支援システムアドバイザー研修→1年間の人材育成後、発達総合支援室に配置



あすなろ学園が市町を巡回指導します



①発達総合支援室 もしくはその機能

発達総合支援室とは

1)子育ての総合相談支援機能

保健、福祉、教育などバラバラに相談する縦割り行政になっている。→ワンストップ窓口、市町に生まれ育つ全て子ども

2)発達障がいについての専門機能

発達障がいの人や保護者、在籍する機関の職員等に総合的なサポートを行う。

現時点での問題解決、将来を見据えたマネージメント、切れ目のない支援を行う。

※他機関の専門家に相談する前に、まずは我が市町で問題解決できる専門的組織。

職員配置:

- 関係機関を紹介するなど、単なる相談の窓口ではないので発達等について専門的な知識・技術が求められる。発達障がい支援システムアドバイザー研修を受けた保健師、保育士、教師等



②3歳児、5歳児保育所・幼稚園で発達チェック

保育士・教員及び担当部署職員の人材育成

①診断前支援の意義

②保育・教育に活かせるあすなろ学園のスキル伝達

③方法

- ✿ 保育所・幼稚園の担任は、全ての3歳児、5歳児に発達チェックリストを用いて集団場面にて複数人で数回チェックする(早期発見)
- ✿ 保健・福祉、教育の担当部署職員はCM、ケース管理者として、個別の指導計画作成を保育所・幼稚園に指示、巡回指導に同行し、検討会の司会等を行う
- ✿ 気になる子の個別の指導計画作成→あすなろ学園職員が年2回巡回指導→実施→評価(早期支援)
- ✿ 個別の指導計画をツールとして次のステージへの引き継ぎ



③発達障がい支援システムアドバイザー研修 「目利き・腕利き」養成

- ❁ 1年間あすなろ学園でトレーニング
- ❁ 終了後は市町の発達総合支援室に配属

<内容>

- ①外来診療、入院治療、療育、医療連携等に参加
- ②特別支援教育、関係機関との検討会に参加
- ③市町の保育所、幼稚園、学校への巡回指導に同行

<目指す姿>

- ①個別ケースへの指導力の向上
- ②関係機関等との調整能力の向上



各市町に対する1年間の人材育成

あすなろ学園では、平成15年度より市町から職員を受入れ1年間の専門研修を行っている。

平成15年度 保育士（亀山市）

平成16年度 保健師（亀山市）

平成17年度 保育士（亀山市）

	派遣区分	平成19年度	平成20年度
発達障がい支援アドバイザー研修	市町から派遣	保育士2名（志摩市、鈴鹿市）	保育士4名（いなべ市、川越町、鈴鹿市、志摩市） 保健師1名（津市）
	教委内地留学	教員2名（津市、亀山市）	教員2名（いなべ市、名張市）
計		4名	7名

県の体制として・・・

平成19年度～ あすなろ学園にこどもの発達総合支援室を設置

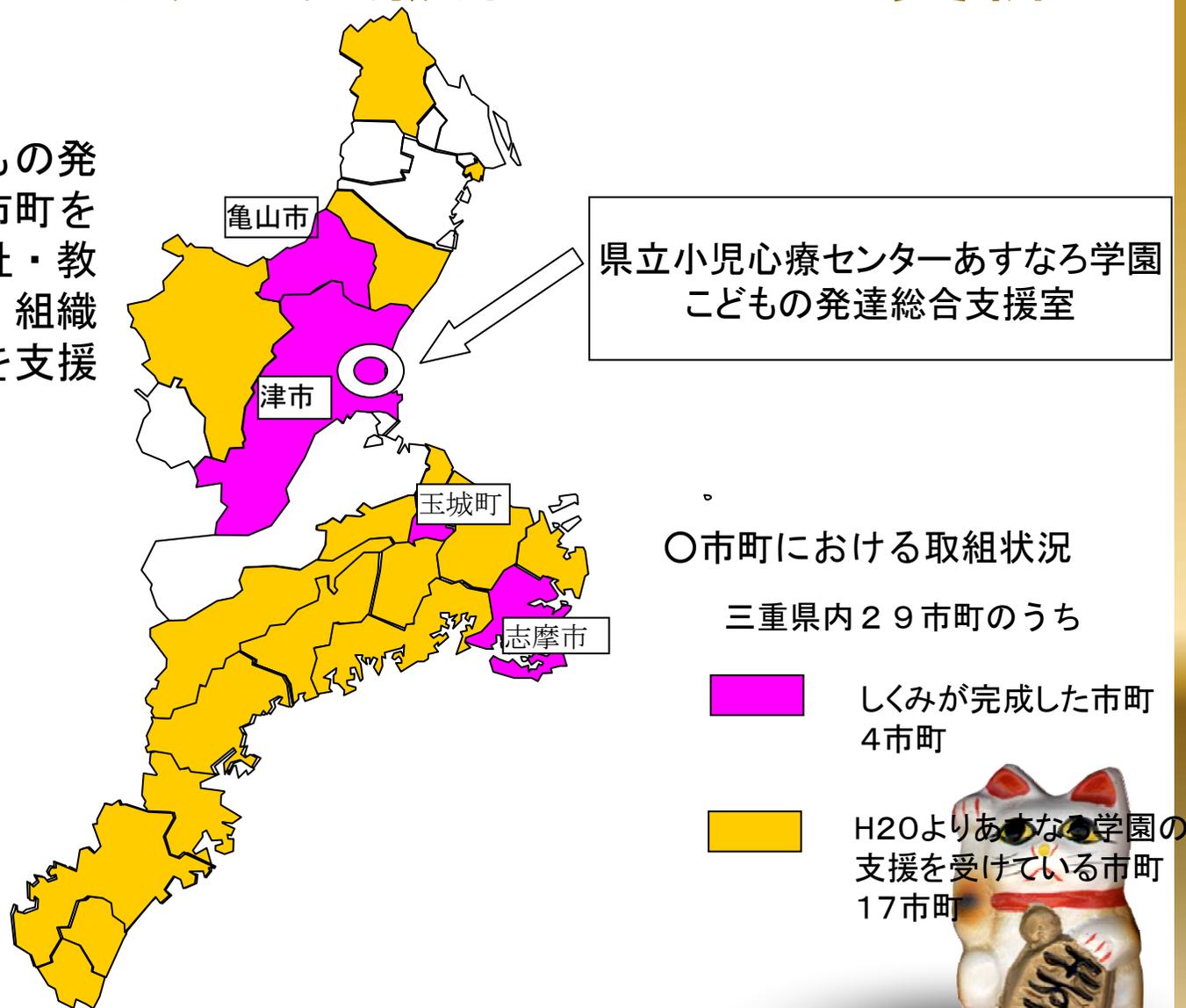
研修や市町での途切れのないしくみづくりの支援、発達チェックリストによる早期発見、早期支援を行う。

こどもの発達総合支援室：室長1名、職員1名、嘱託員4名で構成



各市町に対する支援状況は日々更新

あすなる学園こどもの発達総合支援室が各市町を訪問し、保健・福祉・教育の連携（一元化）組織または機能づくりを支援する



<めざす姿>

市町における「発達障害児・者支援システムの構築」



とぎれのない橋渡し



県のサポート
三重県立小児心療センターあすなる学園



【 第75回 市町村職員を対象とするセミナー 】

志摩市における発達障がい者支援

～発達障がい者支援機能の取り組み～

H20.9.19

志摩市 澤田真仁

序. 志摩市のプロフィール -1

(1) 人口・沿革;

○人口 59,367人(うち 子ども 8,904人) ※H20.4.1

○平成16年10月;

旧志摩郡5町(浜島町・大王町・志摩町・阿児町・磯部町)が
合併し、志摩市誕生。

(2) 関係施設;

○保育所 19 ○幼稚園 11 ○学童保育 5

○小学校 21 ○中学校 11 ○高等学校 2

序. 志摩市のプロフィール -2

(3) 機構;

○志摩市健康福祉部

- ・子育て支援課

 - 【家庭児童相談室】

 - 【要保護児童対策調整機関】

 - 【発達障がい者支援機能】など

【福祉事務所】

- ・ふくし総合支援室

- ・地域福祉課

- ・健康推進課

【保健センター】

○志摩市教育委員会事務局

【教育委員会】

- ・学校教育指導課

1. 設立に向けて

(1) ワーキングチームによる協議；

- ① 関係部署の実務者による協議
- ② 所属部署の意見を集約
- ③ 所属部署へ協議内容を周知

(2) 現場の課題・要望を調査；

- ① 現場の思いを集約

(3) 保育現場の重要性；

- ① 早期気づきの場
- ② 早期支援の場

【資料：保育現場が求めるもの】

- ①個々の子どもに合った保育計画を作成・実行する力をつけるか、助言を得られる仕組み
- ②子どもが関係しているすべての機関の連携
- ③支援の統一化・役割分担
- ④連携の中心になって調整する人
- ⑤初期の段階から相談できる人
- ⑥相談できるだけでなく、それが支援につながる仕組み
- ⑦相談から支援の流れを明確化し、
まずどこに相談すればいいかを定めること
- ⑧どこかにつなげたら必要な支援につながっていく仕組み

2. 支援体制の構築 -1

(1) 連携の確保

- ① 関係分野をつないだ総合的な支援…【横の連携】
 - ケース検討会
 - 日常的な連絡調整
 - 専門機関やサービス(療育・手当等)へのつなぎ など
- ② 途切れのない一貫した支援……………【縦の連携】
 - 早期気づきの支援
 - 支援計画作成の支援
 - 引継の支援 など

2. 支援体制の構築 -2

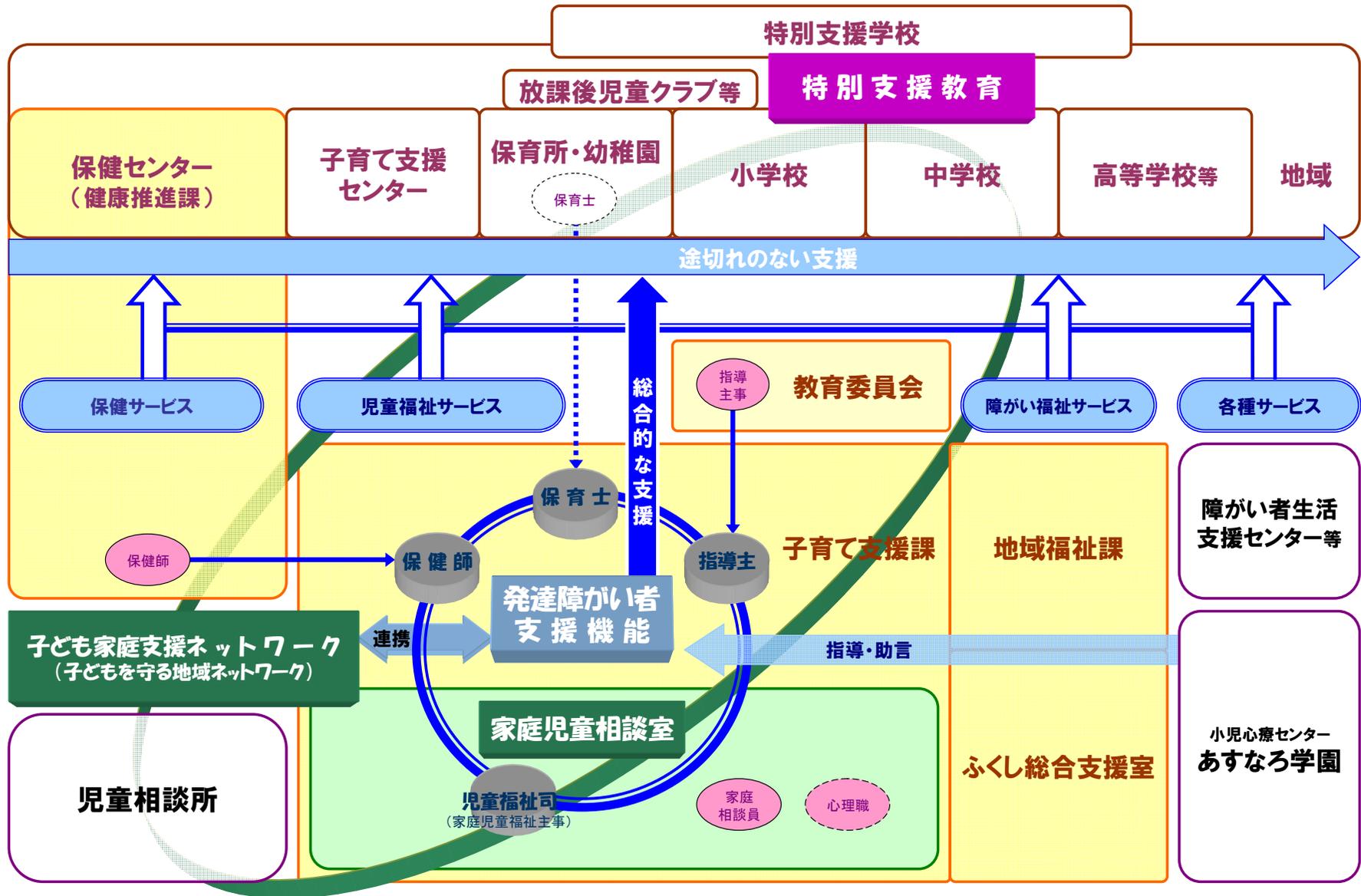
(2) ネットワークによる機能確保;

① 協働するスタッフを位置づけ

- 保健師……………保健センター等への支援
- 保育士……………保育所・幼稚園等への支援
- 指導主事……………学校等への支援
- 児童福祉司資格者…家庭等への支援・コーディネート

② 各部署の関係職種をネットワーク化

【資料：体制図】



3. 人材(スキル)確保の取り組み -1

(1) 専門機関(県)での研修(人材育成);

①保育士を派遣

②週3日・専門機関研修＋週2日・支援業務

③専門的スキルを習得

④研修と業務の相乗効果

○現場の課題を持参して研修

○研修内容(具体策)を現場へ

3. 人材(スキル)確保の取り組み -2

(2) 専門機関のスーパーバイズ;

①局面に即して

- 体制づくり
- スキルアップ など

②個別ケース対応

- ケース検討会
- 日常的なケース対応 など

3. 人材(スキル)確保の取り組み -3

(3) 家庭児童相談室との連携;

①相互に補完

- 家庭児童相談室で心理診断・助言等を得る
- 心理診断・助言等を具体的な手立てにつなげる

②相談支援のスキルを活用

③関連分野も含め幅広く支援

④在籍機関と家庭との連携を強化

3. 人材(スキル)確保の取り組み -4

(4) 子どもを守る地域ネットワークを活用

- ①円滑な連携の基盤
- ②子ども虐待予防の観点での取り組み
- ③ケース管理のスキルを応用

4. 効果の兆し・・・ -1

(1) 子どもに即した保育・教育の展開;

- ①どの子にも分かりやすい保育
- ②“後追い保育”でなく“先取り保育”を
- ③的確な加配

4. 効果の兆し・・・ -2

(2) 支援の充実；

- ①相談先の明確化
- ②引継の充実
 - 就学指導等への寄与
 - 将来を見据えた支援
- ③保護者と共同歩調

5. 今後の展開(課題) -1

(1) スキルの蓄積と浸透;

- ① 専門的スキルの蓄積
- ② 意識差・スキル差の解消

(2) 療育の充実;

① 重層的な療育の展開

- 専門的な療育……専門機関での療育
- 身近な療育……在住地域での療育
- 日常的な療育……在籍機関での療育
- 家庭でのかかわり

相互に連携

4. 効果の兆し・・・ -3

(3) 意識の変化；

- ①大人が変われば、子どもも変わる
- ②地域全体の枠組みの中で自機関の役割を考える
- ③しっかりと子どもに向き合う
- ④“お墨付き”があると心強い

5. 今後の展開(課題) -2

- (3) 大人への支援の充実;
 - ①生活支援・就労支援の充実

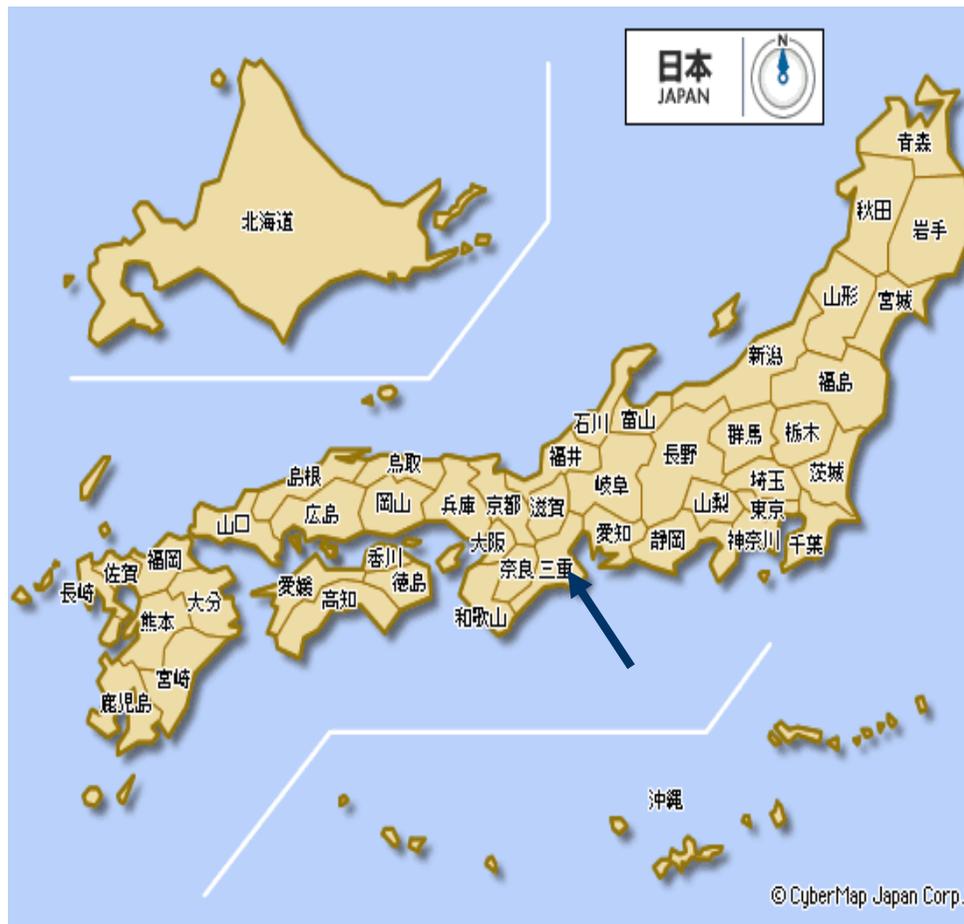
亀山の子ども
「みんなが育て みんなが育とう！」

とぎれのない子どもの育ち支援
(保健・福祉・教育・医療の連携システム)

— 『自立した5万都市』 亀山市における
子ども支援への取り組み —

亀山市保健福祉部
子ども総合支援室長 志村 浩二 (臨床心理士)

～ 亀山市 ～



～亀山市～

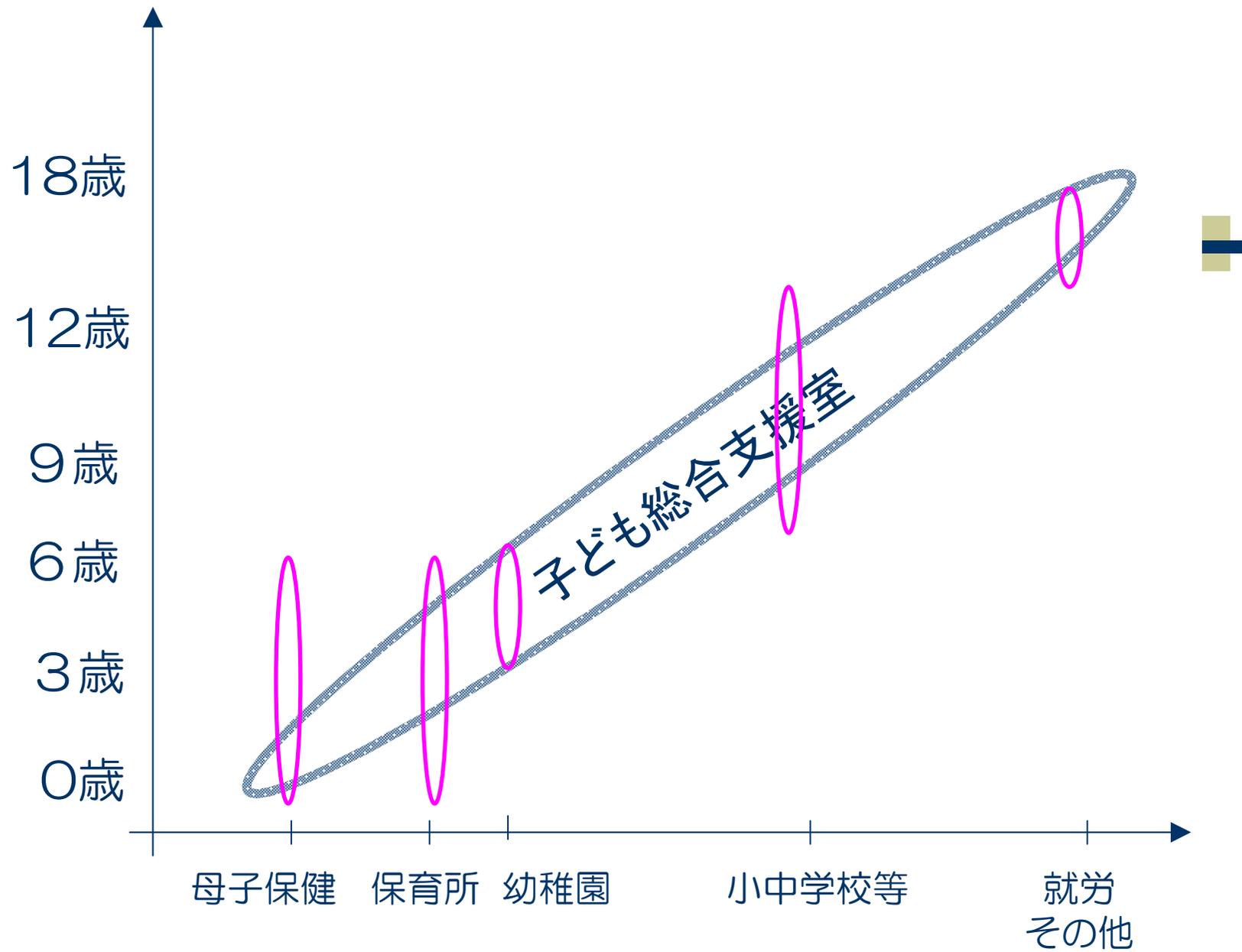
●H17年1月合併(1市1町)

- ◆ 人口 50000人 (H20.2.21到達)
- ◆ 液晶関連企業の進出
- ◆ 中学校 3校
- 小学校 11校
- 幼稚園 6園 (公立、私立含む)
- 保育園 13園 (公立、私立含む)

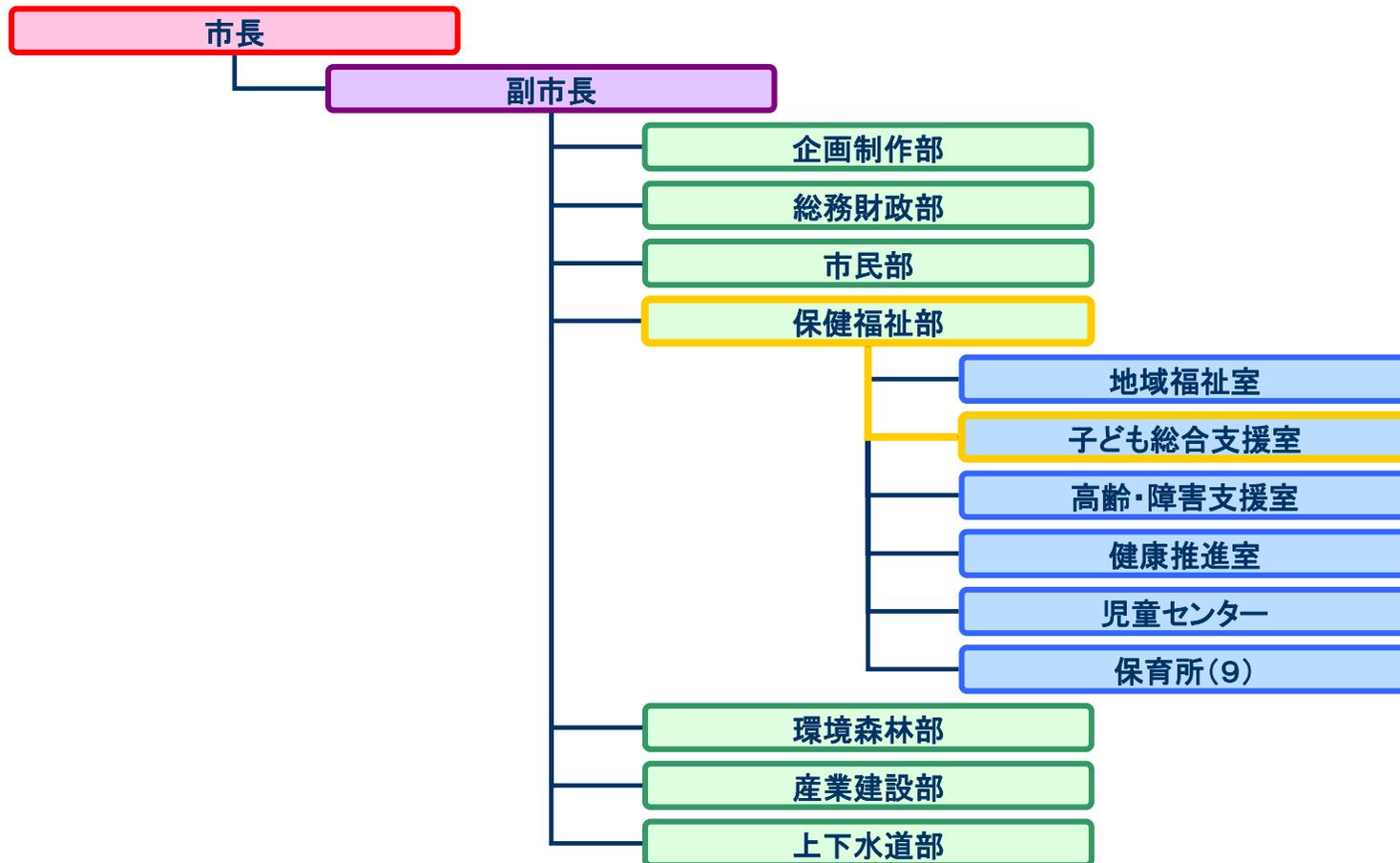


子ども総合支援室とは？ (コンセプト)

- ① 機関連携・職員支援
(保健・福祉・教育・医療の連携システム)
- ② 子どもの情報（ケースファイル）の共有化
- ③ 子どもの臨床についての情報発信・企画・提言
- ④ ①～③を実現するための直接面接・ケース相談



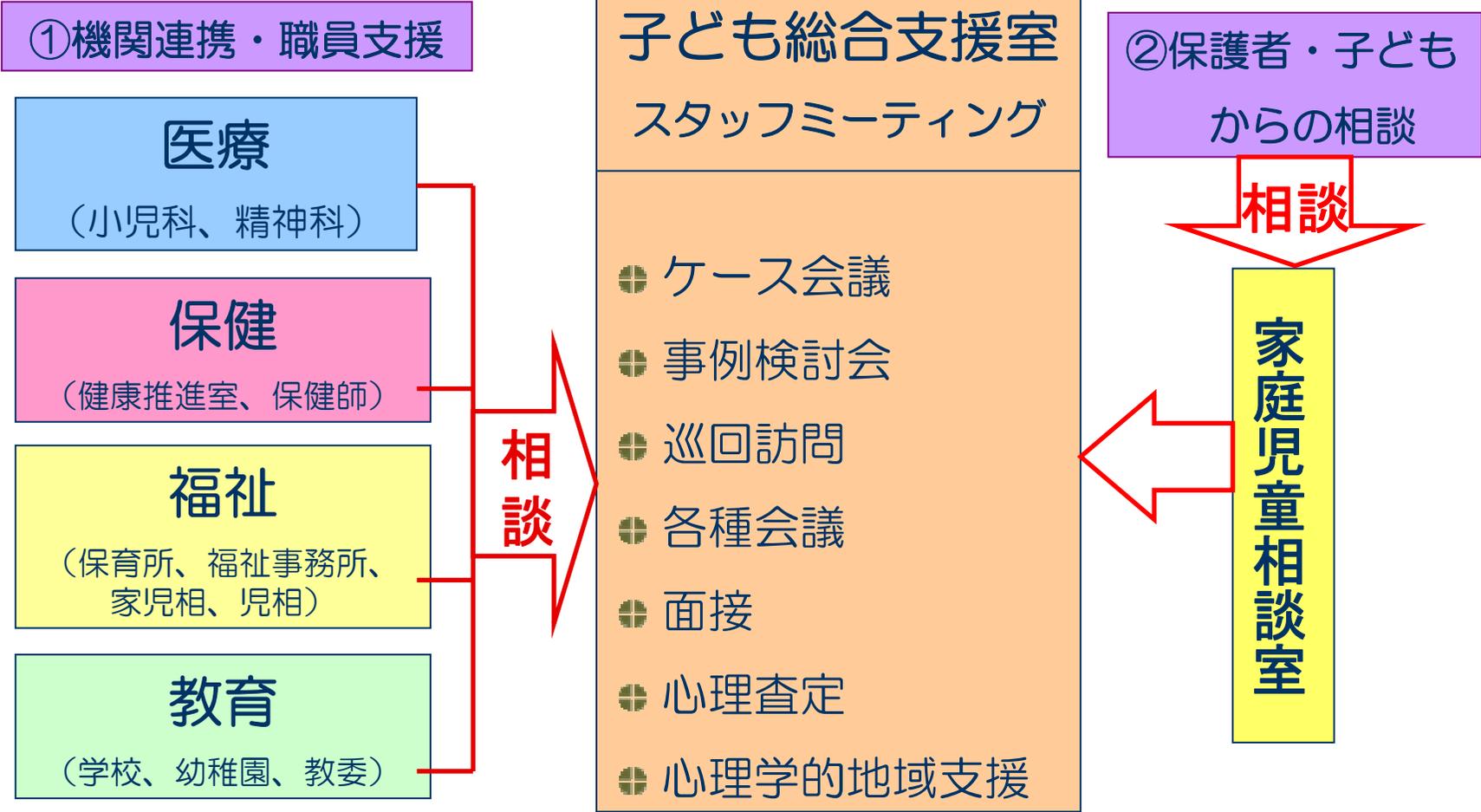
組織図



職員配置

室長（臨床心理士）	1
ケースワーカー（事務職）	1
保健師	1
指導主事（教員）（市教育委員会と兼務）	1
保育士（子育て支援センターと兼務）	2
女性相談員（常勤嘱託）	1
心理相談員（常勤嘱託）	1
臨時事務補助員	1
家庭相談員（嘱託） （家庭児童相談室として同室併置）	3
スーパーバイザー（小児科医師）	1

相談の流れ



子ども総合支援室 事業関連図(2部門5事業)

発達障害児支援
発達障害児支援ライン

中卒児童支援

保護者活動支援

児童虐待対策支援

DV・婦人問題支援

○ 発達障害児療育相談事業

→発達に躓きを持つ子どもへの療育と保護者支援

- ・言語聴覚士、感覚統合訓練士、特別支援教育士の専門スタッフによる個別面接・スーパーバイズ
- ・家庭相談員、保健師、保育士による療育

○ 児童家庭支援事業

→子どもに関する総合相談窓口の充実

- ・児童精神科医の医療相談
- ・県児童相談所の巡回
- ・子ども総合支援室における機関支援
(心理的地域支援
家庭児童相談室相談等)

○ 子どもに関わる地域連携推進事業

→保健・福祉・教育・医療のネットワークの強化

- ・相談面接をもとにした機関連携、コーディネート
- ・ケース検討会や処遇会議
- ・各種研修会の主催や講演依頼の対応
- ・子ども総合支援室スーパーバイザー(小児科医)による医療的支援

○ 要保護児童対策事業

→児童虐待および不適切養育(マルトリートメント)に関する対応と迅速な処置

- ・要保護児童対策地域協議会
- ・県児童相談所の連携を軸にしたケース対応、処遇会議

- ・母子生活支援施設措置
- ・助産施設措置

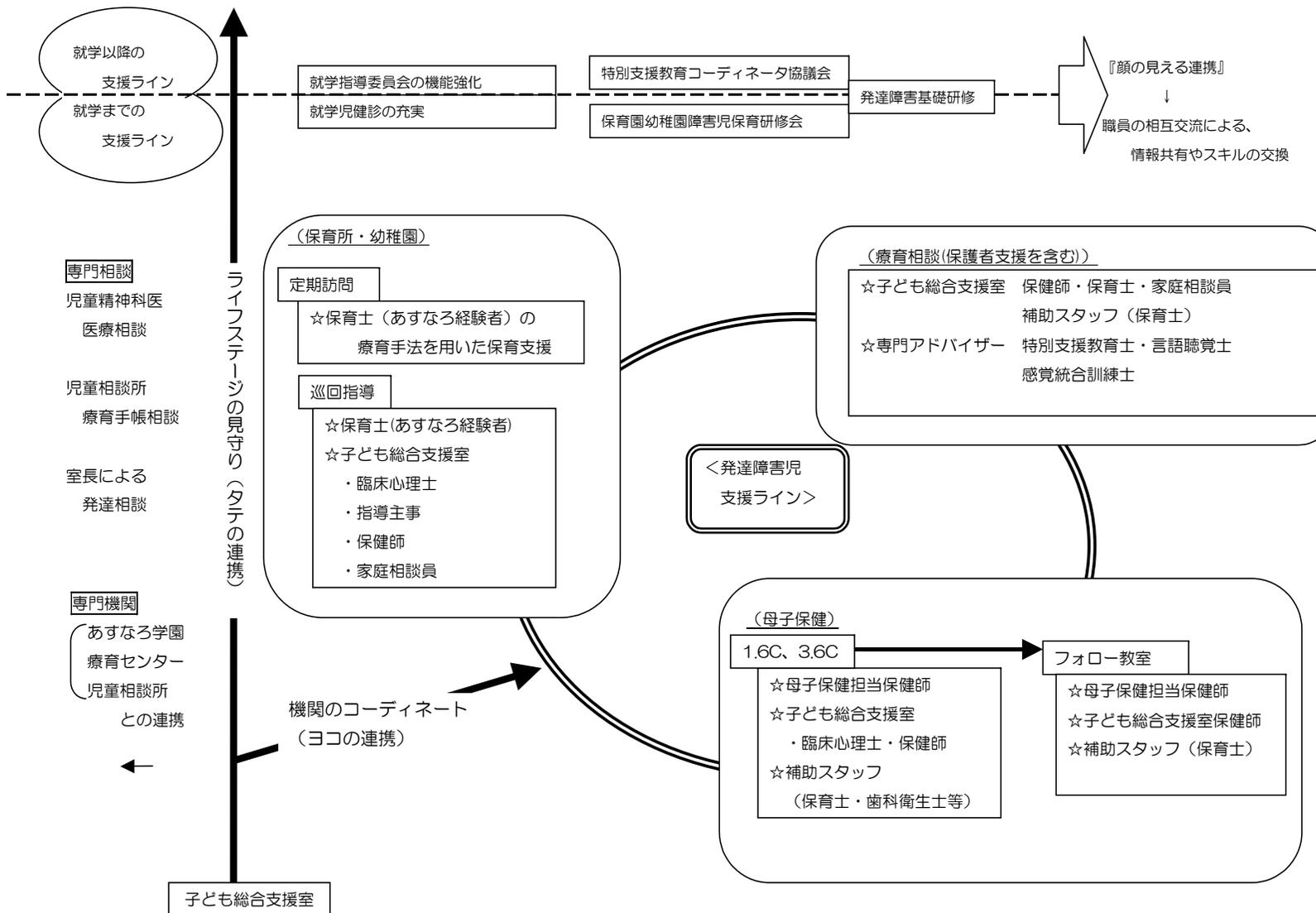
○ 女性相談支援事業

→DVや婦人相談だけでなく、女性支援の立場から子どもの福祉を図る体制作り

- ・DV対策地域協議会
- ・県女性相談所との連携を軸にしたケース対応、処遇会議

『発達障害児支援ライン』

～療育機能を基にした支援の関連図～



⇒ **マンパワーで発達障害児支援を!**

< i >子どもに関わる連携推進事業

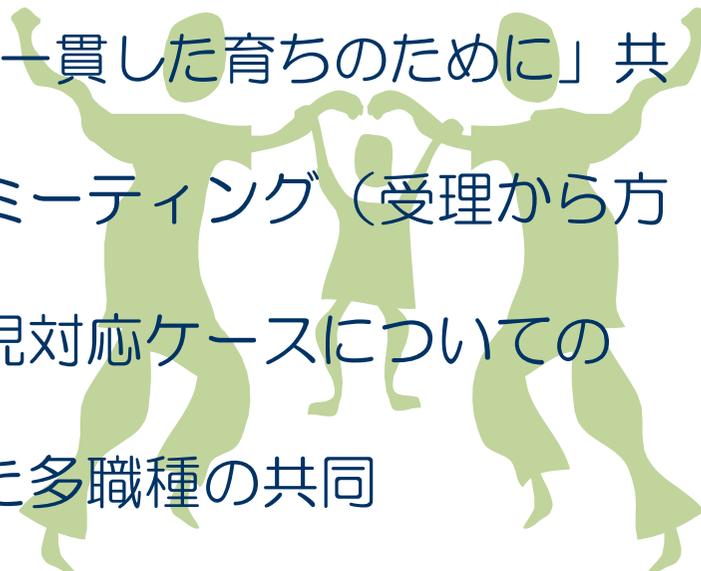
① 機関連携，職員支援業務

- 保育／幼稚園 巡回指導 → 保育／幼稚園との連携
- 幼児健診およびフォロー教室 → 母子保健との連携
- ケース会議の主催、進行管理 → 福祉との連携
(要保護児童地域対策協議会調整機関
およびDV対策協議会事務局機関→台帳の管理)
- 学校訪問 → 教育・学校との連携
職員研修・事例検討会・各種講演
就学指導委員会の見直しへの参画
特別支援教育連絡協議会

< i >子どもに関わる連携推進事業

② 子どもの情報（ケースファイル）の共有化

- 情報提供、情報収集のための各種同意書、承諾書の整備（個人情報保護法に配慮）
→ ケース記録の連続性
- 保健福祉部内の「子どもの一貫した育ちのために」共有化対策
→ 多職種によるスタッフミーティング（受理から方針まで）
- 要保護児童対策、被虐待児対応ケースについてのケースマネジメント
→ 子どもの福祉を優先した多職種の共同



< i >子どもに関わる連携推進事業

③ 子ども臨床についての情報発信，企画と提言

- 各種説明会，研修会への講師派遣
- 県立小児心療センターあすなろ学園とのベンチマーキング



亀山市独自の

- 幼児健診 → 医療との連携
- 就学指導委員会の機能強化



< ii > 要保護児童対策事業

協議会調整機関としての子ども総合支援室

- ① 関係機関・関係部署によるなケース支援
(2ヶ月1回開催の個別支援会議の主催)
- ② 定期的なケース会議 (室内スタッフミーティング)
- ③ ケースファイル (情報) の共有化
(要保護児童台帳の管理・記載)
- ④ 継続・断続的な面接・訪問 (要保護家庭チーム)

専門多職種からなる連携システムが独立した『室』になっている
ことで維持できている

要保護児童対策地域協議会

警察
司法
民間・各種NPO

福祉 民生委員・児童委員
保育所
高齢障害部門
児童福祉部門
社会福祉協議会

子ども総合支援室

亀山市福祉事務所

**要保護家庭対応
チーム**

チーフ ケースワーカー

メンバー 家庭相談員
女性相談員

情報共有

支援方針
決定

通告・送致

具体的な支援依頼

通告・送致

継続的なフォロー
(訪問・面接)

児童相談所

保健 母子保健部門
保健所

教育 幼稚園
小学校 中学校
教育委員会
教育研究所
適応指導教室

要保護家庭
(子どもと保護者)

医療 スーパーバイザー小児科医
県立小児心療センター
地域の精神科
地域の小児科

事務局としての提言
バックアップ・助言指導

児童相談所・県女性相談所・県保健福祉事務所・警察・小中学校長会・幼稚園長会・保育園長会・福祉事務所・市教育委員会・市企画制作部・亀山医師会・県歯科医師会・亀山支部・三重弁護士会・市社会福祉協議会・ファミリーサポートセンター・市民生委員児童委員協議会連合会・市人権擁護委員・市PTA連合会

< iii > 発達障害児療育相談事業

発達に躓きを持つ子どもへの療育と保護者支援

- ・ 言語聴覚士、感覚統合訓練士、特別支援教育士の専門スタッフによる個別面接・スーパーバイズ
- ・ 家庭相談員、保健師、保育士による療育

幼児健康診査（1歳半・3歳）の充実 （あすなろとのベンチマーキング①）

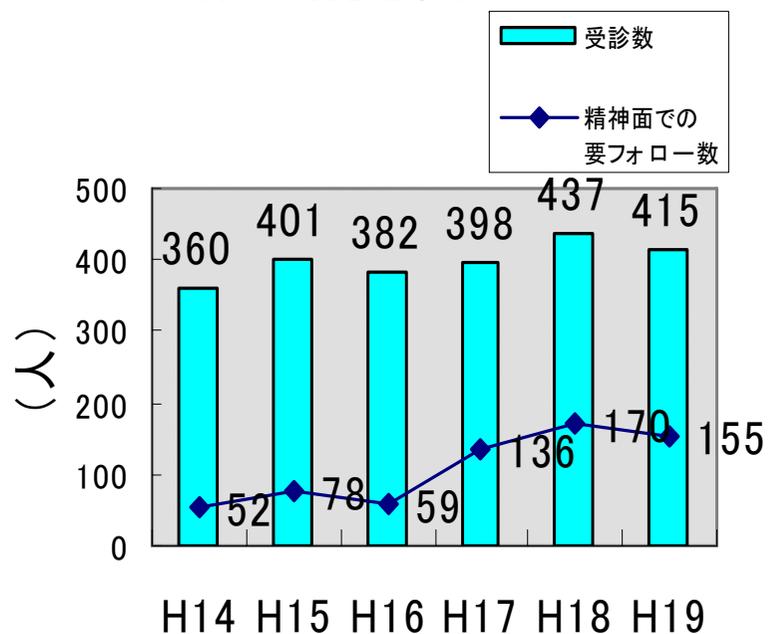
→ 母子保健との連携業務

- 集団観察場面の導入
- 保健師問診の充実
 - （子育て支援の視点の指示ではない支持）
 - （発達チェック項目を用いての保護者面接）
- 当日の個別心理相談
 - （臨床心理士による子育てワンポイントアドバイス）
- 綿密なケースカンファレンス

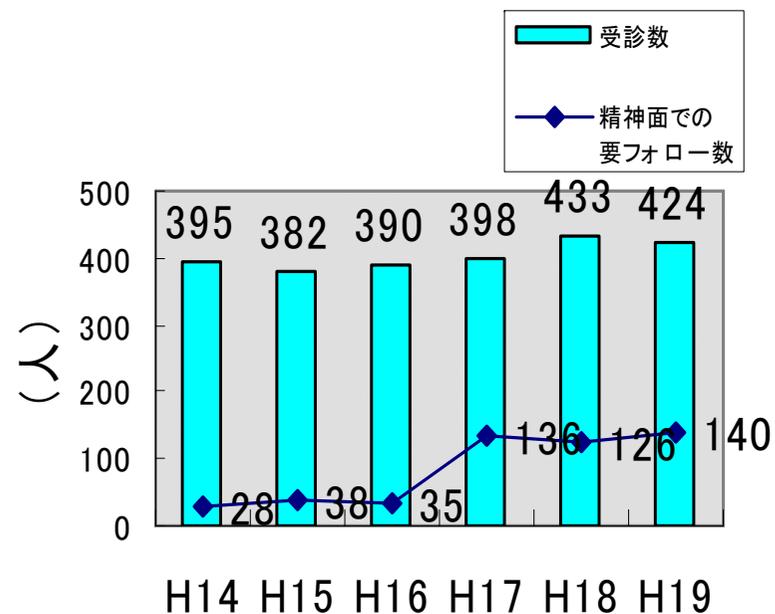
幼児健康診査の充実に取り組んでみて… (あすなろとのベンチマーキング成果)

→ 母子保健との連携業務

受診数と精神発達面要フォロー数の推移 (1歳6か月児健康診査)



受診数と精神発達面要フォロー数の推移 (3歳児健康診査)



保育所・幼稚園への技術支援

→ 子育て支援センターとの連携業務

- 園への巡回業務（臨床心理士・保育士・保健師）
- 個別指導計画の共同作成
およびその報告会の実施
- 障害児保育研修会（年数回）
- 発達障害基礎研修（年5回）

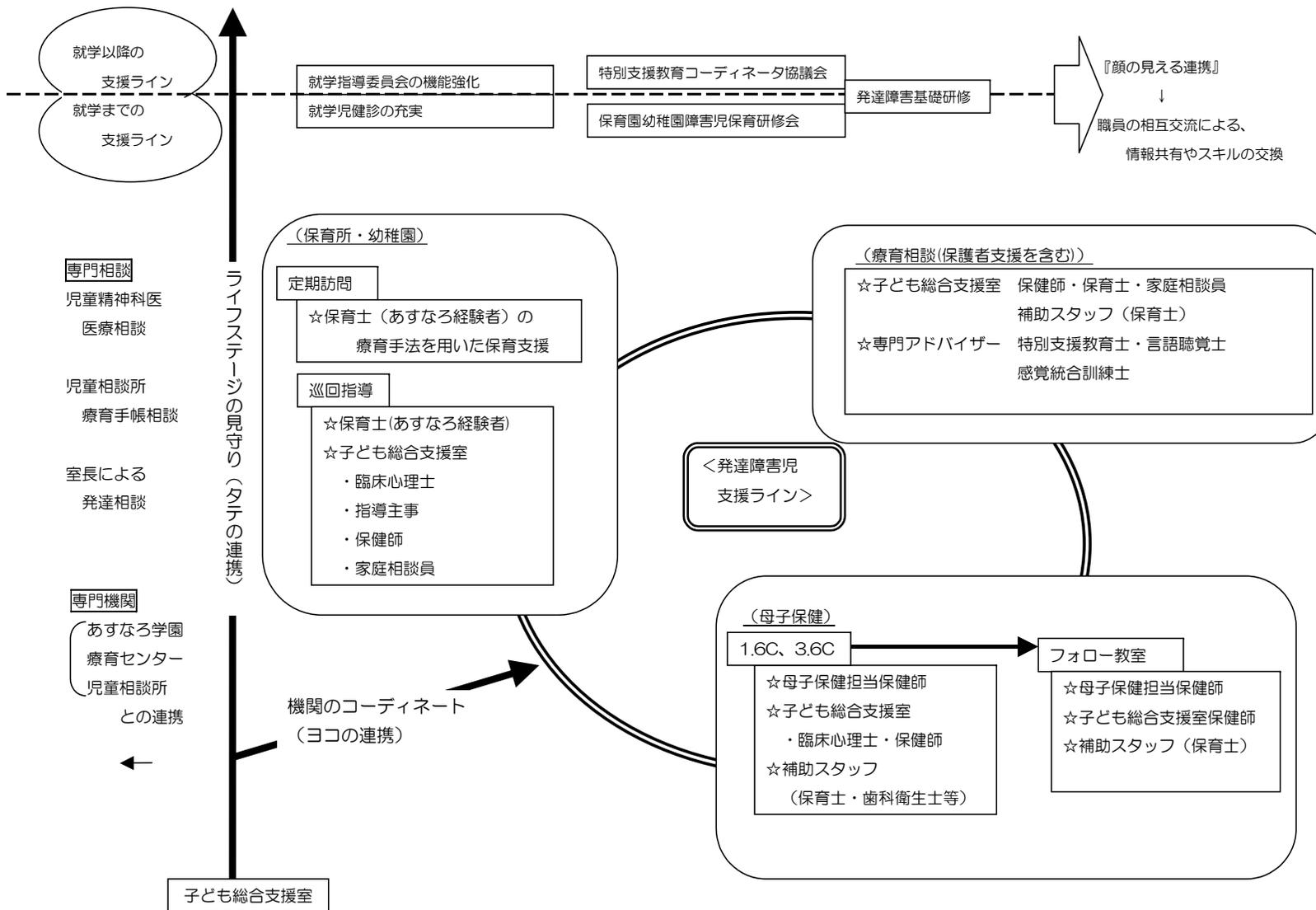
（新任保育士・幼稚園教諭
加配保育士・介助員等を中心に）

講師・助言者
として参加

教育へのつなぎ

『発達障害児支援ライン』

～療育機能を基にした支援の関連図～



⇒ **マンパワーで発達障害児支援を！**

義務教育後の『発達障害児支援ライン』

テーマ：「その子にとって必要な教育とは？」

- ① 義務教育の前後に連続性を持たせる
(母子保健～保育所・幼稚園～義務教育の流れで)

- ② 就学指導委員会は特別支援教育のひとつの方法
(判定の場から相談の場へのシフト)



義務教育後の『発達障害児支援ライン』 (あすなろとのベンチマーキング②)

就学指導委員会の機能強化

- ◇ 小さい頃から（保健師、保育士、相談員による）機関連携、情報共有しつづの保護者との信頼関係
- ◇ 個々の事例性・現場主義
- ◇ 学校主体で進め、外部専門性を導入

『これが就学支援のあり方として
考えられる重要なポイント！』

就学時健診の再検討

(あすなろとのベンチマーキング②)

- 学校間での統一した発達チェック項目
- 3歳児健診以降の就学までの
すき間を埋める目的
(5歳児健診的な性格)



特別支援教育への取り組み

- 協議会への参画（代表者・責任者会議）
→ 連携体制と個別事例対応の
重要性のコンセンサス
- コーディネータ連絡会
 - 現状報告と情報交換
 - 専門家を交えての事例検討学習会
 - 学校に出向いての
研修会、事例検討会、保護者講演会



特別支援教育への取り組み

- 保育所・幼稚園 → 小学校 → 中学校の
ケース引き継ぎ会
- 障害児保育研修会に学校教員が
コーディネータ連絡会に保育士・幼稚園教員が
相互に参加
→ 顔のわかる連携の強化



<iv>児童家庭支援事業

子ども総合相談の設置

(子どもに関する総合相談窓口の一元化と機能充実)

- ・ 児童精神科医の医療相談
- ・ 県児童相談所の療育手帳相談
- ・ 子ども総合支援室長面接（心理学的地域支援）
- ・ 家庭相談員・心理相談員の「子どもの育ち相談」

子ども臨床を進めるために

子ども支援システムの成熟とは？

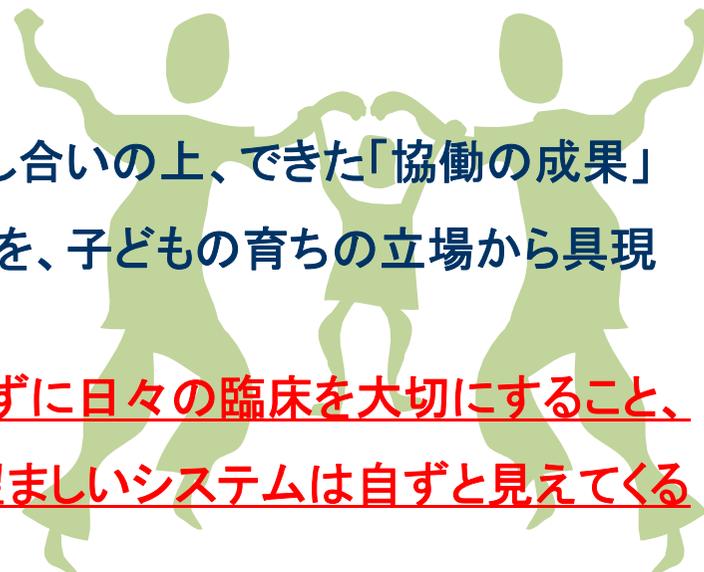
- ◇ 連携を作り、とぎれない支援を高める（つながり）
- ◇ 各々の機関の専門性を高める努力（資質とスキル）

→相談の向上を図る中での、実践的具体的なシステムの常時進化

子ども総合支援室

- ・官・民・専門家の3者が、ひざを詰めた話し合いの上、できた「協働の成果」
- ・「自立した5万都市：亀山市」のスローガンを、子どもの育ちの立場から具現化

→これらの基本を忘れずに日々の臨床を大切にすること、臨床を大切にすれば望ましいシステムは自ずと見えてくる



**保護者の方・子どもさんの
直接相談をします**

- ★ことばや発達のこと
- ★子育ての心配や子どもさんのくせ
- ★保育園・幼稚園・学校でのこと
- ★その他

※まず家庭相談員が相談にのります。
必要のある方は心理テストや発達面のチェックも
行います。

**「先進的な子ども臨床」を目指して
情報発信・提言・研究をします**

「各機関の連携」は子どもの育ちの要です。
各種講演会・説明会などを行い支援します。



**子どもさん
保護者の方**

**0歳から18歳までの子どもの育ちを
とぎれることなくサポートします**

★ここに行けばなんとかなる!『子どもの方向』の一本化
巡回指導・ケース会議・面接相談
具体的には… 福祉・教育・保健・医療の各機関との
連携や橋渡し



教育

医療

**子ども総合
支援室**

保健

福祉

**各関係機関への技術提供
職員支援をします**

子どもさんにとって大切な情報は
どこに行かれてもうまくつながっているように
情報の共有化をはかります。

スタッフ

臨床心理士(室長)・
社会福祉士・保健師・保育士・指導主事(教員)・
心理相談員・家庭相談員・女性相談員等

たとえは

子育てに悩んだり行き詰まったときは…

- ➔ 相談員や室のスタッフが、まず話をお聞きします。「安心できる場」を紹介します。また必要な方にはカウンセリングをお勧めすることもあります。

子どもさんのことばや発達で心配なときは…

- ➔ 心理面や発達面のチェックをしながら、その心配の原因をさぐり、どのようにかわればよいか一緒に考えます。

保育園・幼稚園・学校その他の機関との間で調整してほしいことがあるときは…

- ➔ スタッフがそれぞれの職種のメリットを活かして調整します。
(ただし、場合によっては先に子どもさんとお会いしたり、保護者の方からお話をお聞きすることもあります。)

子どもさんに関する福祉制度や教育・保育の活用を考えているときは…

- ➔ スタッフがお話をお聞きした上で、説明させていただいたり調整をします。また必要に応じてより詳しい部署への橋渡しをします。

子どもへの虐待や配偶者による暴力で悩んでいるとき、または周りにそのような人を見つけたときは…

- ➔ まず子ども総合支援室(家庭児童相談室)または三重県北勢児童相談所までご連絡ください。



♻️100 古紙/リサイクル配合率100%白色度80%の再生紙を使用しています。

場所は？



利用の案内

利用できる日時

午前9時から午後5時まで(土日・祝日・年末年始を除く)

問合せ先

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」内(2階)

子ども総合支援室

住所 〒519-0164 亀山市羽若町545番地

Tel 0595 (84) 3311 (代表)
0595 (83) 2425 (直通)

Fax 0595 (83) 2431

E-mail kameyama-kodomoshien@zb.ztv.ne.jp

(Fax・E-mail相談も受け付けています)

※保護者の方・子どもさんからの直接相談はまず家庭相談員がお受けします。

0595 (83) 3715 (相談電話)



みんなで育て みんなが育とう!

亀山の子ども「面としての総合支援」を目指して

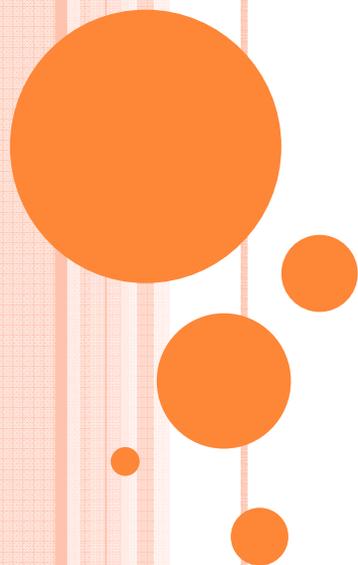
— 子ども総合支援室からのメッセージ —



亀山市保健福祉部・子ども総合支援室

子どもたちの成長と発達の支援

京都府 舞鶴市
保健福祉部 児童・障害福祉課
瀬野 勝久



舞鶴市の概要

- 面積 342.11平方km
- 人口 91,831人
(うち65歳以上22,646人)
- 高齢化率 24.66%
- 出生数 約800人
- 児童数
 - 就学前 4,992人
 - 小学校 6,326人
 - 中学校 2,672人



《主な施設資源》

- 幼稚園 13園(民間 12園、公立 1園)
- 保育所 16園(民間 11園、公立 5園)
- 認可外保育所 5園
- 小学校 20校、中学校 8校
- 子育て支援センター センター型1か所、小規模型2か所
- 京都府立舞鶴こども療育センター
- 市保健センター
- 児童デイサービス施設
- 京都府立舞鶴養護学校
- 京都府中丹東保健所



～ 子ども達の成長と発達への支援 ～

(舞鶴市発達障害支援調査事業)

ポイント

- ・平成18年度末に策定の舞鶴市障害者計画に基づく取り組み。(今後の事業展開を予想し、特に発達障害に関わる項目は別途部会を設置するなど、策定・議論過程を重視)
- ・平成19年度より、市障害者計画に掲げた目標・取り組みを、市内各関係機関が自らの立場と責任において研究・実践。
- ・3つの視点《“早期発見”、“早期支援”、“成長の段階に応じた一貫した支援”》での取り組みを、各機関、各担当が身近なところ、実施可能なところから進める。
- ・平成19、20年度は厚生労働省「障害者自立支援調査研究プロジェクト」の採択を受け、実施。

① 幼保小連携発達支援会議

早期発見

② 1歳6か月児健診(M-CHAT)

市保健センター
国立精神・神経センター

早期支援

③ すくすく教室(親と子どもの遊び方教室)

市保健センター

④ペアレントトレーニング

市保健センター

⑤巡回相談体制

市児童・障害福祉課
府中丹東保健所

⑥児童デイサービス施設

市児童・障害福祉課
市社会福祉協議会

⑦幼保職員体制のあり方

市児童・障害福祉課

一貫した支援

⑧発達支援ファイル

市児童・障害福祉課
府立舞鶴こども療育センター

⑨個別(教育)支援計画

市教育委員会
府立舞鶴養護学校

⑩関係職員研修

市児童・障害福祉課
市教育委員会
府立舞鶴養護学校

⑪啓発

市児童・障害福祉課

①幼保小連携発達支援会議

- ・大学教授、医師、学校長、養護学校教員、幼・保・児童デイサービス施設長、保健師、府・市職員等12名で構成(市内の関係施設を網羅)
- ・主に市障害者計画策定時の議論メンバー
- ・各取り組みの推進母体。進捗状況チェック、新たな施策提案をはじめ、特定課題に係る議論等を行う。



② 1歳6か月児健診(M-CHAT) ⇒平成20年6月～

M-CHAT (Modified Checklist for Autism in Toddlers)

日頃の子どもの様子を23項目(舞鶴市では24項目)の質問に、保護者がはい・いいえで答える質問紙。主に自閉傾向の子どもの早期発見に寄与。FAILとなった児童については、その後の支援に展開。



ペアレントトレーニング (※)
すくすく教室 (※)
幼稚園・保育所、さくらんぼ園、
医療機関などへの連携

【市保健センター】
(国立精神・神経センター)

③「すくすく教室」

未就園児を対象とした子どもとの関わり方、遊びの教室

平成20年10月～ 市内保育所保育士が協力し、月1回から月2回実施へ

④「ペアレントトレーニング」

⇒平成21年1月頃～

保護者対象の子どもへのほめ方教室

1歳6か月児健診精度向上（早期発見）に伴う早期支援環境の整備

【市保健センター】

⑤巡回相談体制

市(保健師・保育士)、舞鶴養護学校(言語聴覚士等)、児童デイサービス施設(指導員)などによる幼稚園・保育所の巡回。平成20年11月～。

※年中児を対象に、次の取り組みを実施。

保護者「健康観察票」 配付
園職員「調査票」

巡回相談(集団行動観察)

集団行動観察をはじめ、保健センターでの
健診結果等も踏まえ、保護者宛結果の報告

就学に向けた支援へ

【市児童・障害福祉課】
(京都府中丹東保健所)

⑥児童デイサービス施設

身体障害者福祉センターの一室を借り、実施しているデイサービス事業について、移転・建設(平成22年度末完成予定)事業費2億。

ソフト面も充実し、発達障害等に係る市内関係機関の中心的施設に。

【市保健センター】
(市社会福祉協議会)

⑦幼保職員体制のあり方

特に幼稚園、保育所における市の補助等、加配制度の見直し検討。
幼保小連携発達支援会議において、議論。



【市保健センター】

⑧発達支援ファイル



目的:

乳幼児期、学齢期、成人期にわたる継続した成長や医療、教育、福祉等の支援内容を記録することによって、保護者にとっては子ども成長記録簿として、また支援機関がこのファイルを見ることにより、これまでの成長過程を把握でき、継続した支援をすぐに開始することができる。

1歳6か月児健診の結果、IEP（個別（教育）支援計画）等の他の取り組み内容も綴っていくイメージ。

【市児童・障害福祉課】
（京都府舞鶴こども療育センター）

特徴：

- 原則は市町村が作成・配付
(発達支援ファイル保持の必要性が求められる時点)
- 保護者が保持
- 保護者や関係機関が直接ファイルに記入
※医師は診断書等のコピーを綴る
(医師がファイルに直接記入すると診断書料が発生するため)

平成20年度実施ポイント：

- 発達支援ファイルをじっくり、ゆっくり浸透させることを念頭に
- 保護者に活用してもらうことが前提
- 利用者の意見を聞き、より使いやすいものに改良する
- 2施設に通園する就学前の子ども達にモニター導入 約60名(6月～)
 - ①京都府立舞鶴こども療育センター (担当:四方あかね医師)
 - ②障害児通園施設さくらんぼ園 (担当:大泉邦暉園長)

ファイルの構成：

- 対象児のプロフィール、家族構成
- 妊娠中、出産時、新生時期の状態
- 乳児期、幼児期、学童期、青年期、成人期、福祉、医療の記録
- 母子手帳を挟み込むフォルダ



⑨個別(教育)支援計画

ポイント:無理のない範囲で、各学校できるところから進める。

平成19年度・・・市内全小・中学校(28校)において、1学校1ケースで試行実施。結果、全学校で51ケース。

平成20年度・・・取り組みの充実を図る。

(※)小・中学校特別支援コーディネーター研修会(8月25日)

において、市内で最も進んでいる小学校を紹介。

⇒ 同学校は、各小・中学校の助言役に。。。

⑩関係職員研修

⇒平成20年7月～

「発達障害研修講座」

実施主体：三者共催

対象：幼稚園、保育所、小・中学校職員

研修内容：発達障害等に係る具体的な支援方法に係る講座(5回／年)

【京都府立舞鶴養護学校】

【市児童・障害福祉課】

【市教育委員会】

⑪啓発

(1)幼保小の発達支援ニュースの発行

- ・平成19年度 3回、平成20年度 1回(現在)
- ・幼・保・小・中学校、障害者施設等関係施設に配付

(2)シンポジウムの実施

- ・第1回 平成20年2月9日
- ・第2回 平成21年3月1日予定

【市児童・障害福祉課】

～ 子ども達の成長と発達への支援 ～

(舞鶴市発達障害支援調査事業)

今後の課題

- 各取り組みの継続実施、拡充
- 実施体制・環境の整備(永続的な)
 - ・次世代育成支援行動計画の見直し
 - ・市組織の改編
 - ・条例等による取り組みの明文化
- 関係職員・市民理解の促進



～ 子ども達の成長と発達への支援 ～

(舞鶴市発達障害支援調査事業)

最後に・・・

- ひと
- 形なきネットワーク
- したたかな策謀
- 目先の一歩



背景:朝焼けの「あいち健康プラザ」

大府市における 気になるお子さんへの子育て支援

愛知県 大府市
健康福祉部 児童課

《大府市の概況》

- 人口: 84,500人
- 面積: 33.68km²

大府市
Obu



※ 市内には、五輪メダリスト、レスリング、アテネ・北京の吉田沙保里、伊調姉妹の練習する中京女子大学と、柔道、バルセロナの吉田秀彦、アテネ・北京の谷本歩実の練習した大石道場があります。

今夏は甲子園に公立の大府高校が
出場しています。

- 市制: S45.9.1
- 健康都市づくり
S62 健康づくり都市宣言
H18 WHO健康都市連合加盟

《児童福祉施設》

- 保育園: 市立13、私立1
- 幼稚園: 私立4
- 児童センター: 8(各小学校区)
児童単独2、老人複合6
- 子育て支援施設: 1
子どもステーション
- 障がい児通園施設: 1
発達支援センター(指定管理)

大府市における気になるお子さんへの子育て支援

《大府市次世代育成支援対策行動計画》

〈サブタイトル〉

未来へのかけはし渡る 子どもの笑顔

みんなでつくる 子育て応援都市 おおぶ

《大府市の子育て支援－経済的支援》

- こども医療費の無料化(中学生まで入院含)
- 保育料第三子無料化(3歳未満児)
- 保育園同時通園割引
- 幼稚園就園助成
- 妊産婦・乳児健診の無料化(妊婦14回、産婦1回、乳児2回)
- 不妊治療費補助(対象額の1/2で上限10万円)

大府市における気になるお子さんへの子育て支援



《大府市の子育て支援—事業・相談等支援》

- 子どもステーション

親子自由来館、子育て広場、情報紙発行、乳幼児育児相談、育児支援
家庭訪問、育児講座、子育て(自主)サークル、0歳児を持つ親の交流
会、多胎児交流会、パパ交流会、プレママ交流会、ペアレントトレーニ
ング、親子育成支援教室、ファミリーサポート

- 児童(老人福祉)センター

自由来館、自由参加あそびサークル、こどもクラブ(講座)、ファミリークラ
ブ(親子サークル)、子ども家庭相談、子ども体育教室

- 保育園

0歳児保育、12時間保育、一時的保育、園開放、園庭開放、親子半日体
験入園、子育て相談

- 放課後児童育成クラブ : 各小学校区に配置(6年生まで)

- 子育てガイドブックの配布 : 中学生以下のお子さんを持つ世帯

- 家庭児童相談(虐待防止)

大府市における気になるお子さんへの子育て支援

0歳児交流会



子どもステーションの事業



子育て講座



多胎児交流会(さくらんぼの会)



パパ交流会

大府市における気になるお子さんへの子育て支援

《気になるお子さん等への具体的支援策》

〈継続事業〉

- 発達支援センター「おひさま」での母子通園、単独通園及び早期療育事業
- 市立保育園(13園)全園での障がい児の受け入れ
- 放課後児童育成クラブでの障がい児の受け入れ
- 小中学校での特別支援員、特別支援学級補助員、スクールライフサポーターの配置

〈新規事業〉

- 親子育成支援事業「ジョイジョイ」の実施(気になるお子さんの生活習慣獲得促進事業) 平成20年度～
- 国のモデル事業を活用したペアレントトレーニングの実施 平成19年度～
- 個別の教育支援計画「すくすく」の実施 平成19年度～

大府市における気になるお子さんへの子育て支援

《大府市における気になるお子さん支援の経緯》

- 昭和49年度 障がい児保育の開始
県等の要請により希望者のある園で実施、後に全園で実施
- 昭和50年度 精神薄弱児通園施設「大府学園」開所
身近自立に必要な基本的な生活能力や環境に対応する適応性を養い、知的技能を体得させるため
- 昭和56年度 親子療育活動「桃山教室」開始
障がい児の早期発見と母子療育の推進のため
- 平成14年度 小中学校での特別支援学級補助員の配置
- 平成15年度 小中学校でのスクールライフサポーターの配置
- 平成17年度 精神薄弱児通園施設「大府学園」を改称し、発達支援センター「おひさま」として、指定管理者での運営を開始
- 平成18年度 小中学校での普通学級特別支援員の配置
- 平成19年度 ペアレントトレーニング及び個別の教育支援計画「すくすく」の開始
- 平成20年度 親子療育活動「桃山教室」を拡充した親子育成支援事業「ジョイジョイ」を開始

《気になるお子さん等への子育て支援の要請》

- 特に保育園や小学校(普通学級)で、個別に支援を受けたほうが良いと思われるお子さんが増加しており、落ち着きのあるクラス運営が困難になってきている。
- 医学の進歩で発達障がいが解明されつつあるが、診断名のつかない支援の必要なお子さんが急増している。
- 核家族化などで子育てが家庭で継承されなくなっている。また、仕事との両立で育児にかかる時間が少なくなり、子育てを重荷に思ったり、不安に思う保護者が増えている。
- 障がい児通園施設の定員が一杯という状況もあるが、気になるお子さんの増加や様々な特性を持つお子さんへの対応が必要となり、これまでのシステムでは対応ができなくなってきた。
- 早期発見し、お子さん各々の支援につなげるためには、一貫した支援システムの構築が必要となってきた。
- 障がいではなく、発達のゆっくりなお子さん、発達の気になるお子さんという発想がないと支援につなげないケースが増加している。

大府市における気になるお子さんへの子育て支援

《気になるお子さん支援の具体的課題》

- 支援の場をどのような人材で運営するか。
- 障がいや発達障がいに対する無理解で支援へのハードルが高いことをいかに解消するか。
- 出生児の約1割といわれている個別に支援を受けることが望まれるお子さんを、いかに支援の場につなげるか。
- 療育の必要を認識しない保護者の場合、障がい児の施設となると拒否されるケースが多く、場所の選定に配慮が必要。
- 多くの発達障がいの場合、支援開始は5歳では遅いといわれており、いかに乳児期で発見し、いかに保護者が就労を開始しやすいお子さんの就園前に支援を開始するか。
- 保護者(特に母親)のスキル習得が大切であるため、保護者の育児知識不足や育児不安の解消をいかに行うか。
- できるだけ多くの日常生活の場面を教室内で設定していくことが望まれる。

《親子育成支援事業「ジョイジョイ」》

① 目的

- 生活経験を通して基本的な生活習慣を身に付ける。
- 友達と触れ合いながら、社会性の芽生えを育てる。
- お子さんへの関わりを学びよりよい親子関係をつくる。

② 対象：発達のに気になる幼児と保護者

③ 定員：各教室10組 参加費-昼食代200円

④ スタッフ：保育士3～4名、保健師、臨床心理士

⑤ ステップアップ教室：週1回 22回(5～6ヶ月)コース

- 月～金：一般 ・ 土：保育園児、幼稚園児
- 保育園で現在6教室開設（9時半～12時半）
- あいさつ、親子活動、片付け、トイレ、食事等

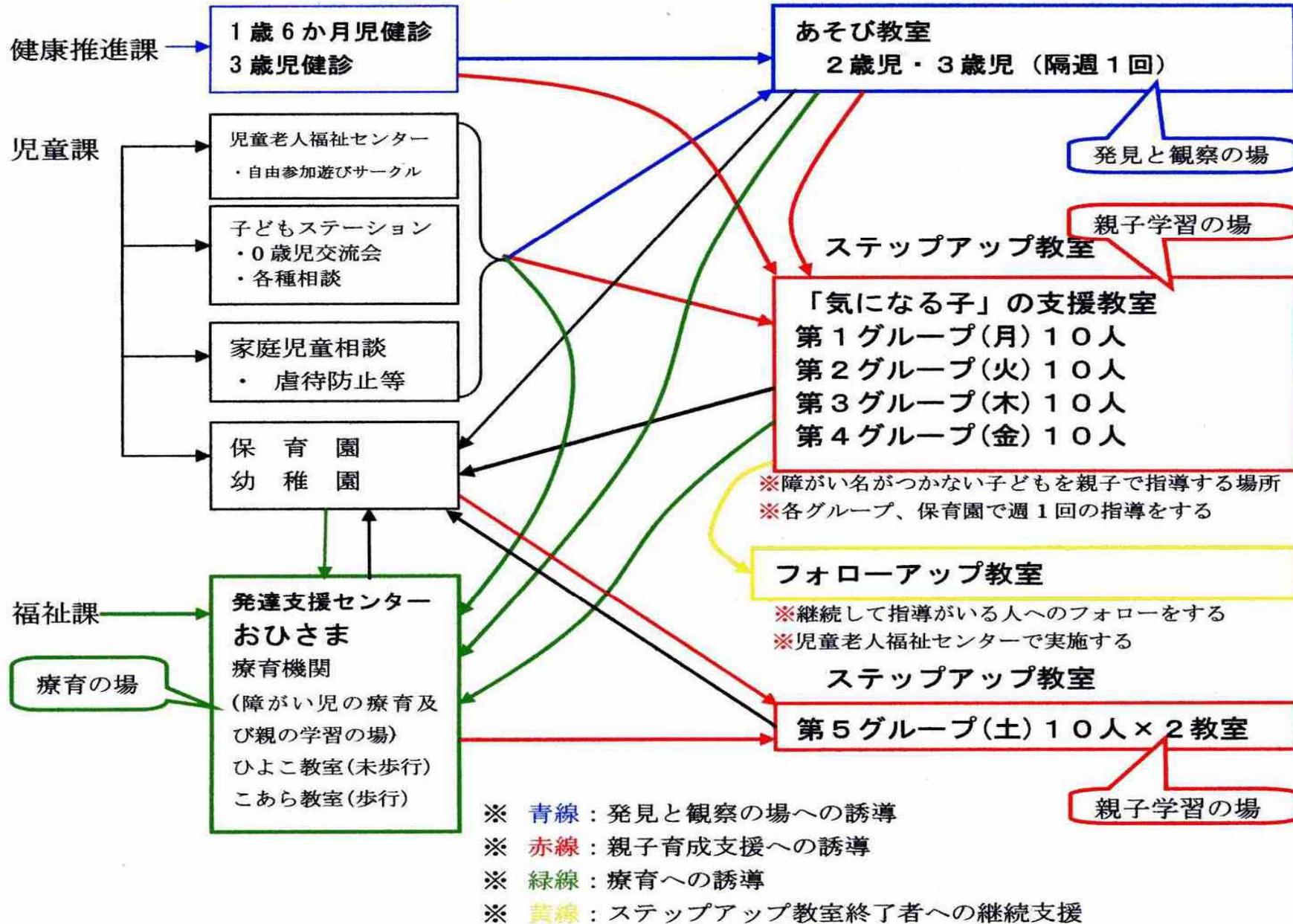


⑥ フォローアップ教室：ステップアップ教室修了者のフォロー

大府市における気になるお子さんへの子育て支援

「気になる子」の子育て支援計画

※赤枠と黄枠部分が親子育成支援教室



親子育成支援教室 ジョイジョイの実施状況



自由遊び



親子遊び(主活動)



大府市における気になるお子さんへの子育て支援

《ペアレントトレーニングの実施》

〈対象〉

- 1歳から3歳のお子さんを持つ保護者で子育てに困難さを感じている方（1講座10名程度）

〈方法〉

- お子さんの特性を理解し、親自らが意識を変えながら子育ての仕方を学んでいく。また、他の保護者との意見交換の中から自分の努力を認識していく。
- 『ほめ育てプログラム』

〈講座内容〉

- 5回講座 90分/回 無料
- 講師：中京大学社会学部教授 辻井正次氏
⇒ 将来的には保育士で対応できるよう準備中

※ 国のモデル事業を活用（19年度は市民向けの特別講座（4回）も実施）

大府市における気になるお子さんへの子育て支援

《個別の教育支援計画「すくすく」の実施》

- 小学校や保育園等において、日常生活の中で個別の支援を必要とするお子さんの情報を記録し、小学校や中学校での継続的な支援につなげる。
- 支援を必要とするお子さんのうち、保護者の了解を得て記録を作成。
- 保育指針にある保育要録との連携をとり様式を作成。
- 19年度データを20年度小学校へ送付。

いっしょにはじめましょう

お子さんの個性に合わせた計画的・継続的な支援

ささえる

実態や特性に合わせた支援によって、特別な教育的ニーズをもつお子さんと、子育てに携わる保護者の方を支えます。

そだてる

乳幼児期から中学校卒業まで、個別の教育支援計画を用い、保護者の方といっしょにお子さんにかかわる者・機関が適切な役割分担と連携のもとに、一貫して計画的にお子さんを育てます。

つながる

保育園・幼稚園・小学校・中学校が連携することで、お子さんの実態・特性や教育的支援の目標・内容等の情報を共有し、継続的に適切な支援をめざします。さらに、保育・教育、保健、福祉、医療、労働等にかかわる機関が相互につながり、お子さんを支援します。

すくすく

個別の教育支援計画



大府市・大府市教育委員会

大府市における気になるお子さんへの子育て支援

《気になるお子さんの子育て支援・今後の課題①》

- 市全体での支援体制の維持・拡充
- 発達障がいを取り巻く環境を理解し、市全体をコーディネートできる人材の継続的な確保
- 支援の場面での専門性を持った人材(臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、医師など)の確保と育成
- 早期発見体制の充実
- 気になるお子さん親子を取り巻く環境(支援する各組織)での考え方と言葉の共通化(連携のとれた支援体制の確立)
- 個々の家庭で家族を含めたトータルな支援体制の整備促進
- 支援場所の移行時における連携体制の確立
- 自立支援協議会との連携(お子さんのライフステージに応じた一貫した支援体制の整備)

《気になるお子さんの子育て支援・今後の課題②》

- 発達障がいを含む子どもの発達に対する正しい理解の普及

- ・発達障がいなどが、個々の育ちの特性であることを啓発
- ・親子育成支援事業やペアレントトレーニングがお子さん
に与える好影響を積極的にPR
- ・保護者の方々へお子さんの状況を正しく伝え、生育の現
状と見通しを適切に伝えることにより、保護者の方々の
安心と覚悟につなげる

- 相互理解に支えられた**共生社会の実現**という思想を根底に持
ち続けること

背景:大府市役所庁舎

ご清聴ありがとうございました

大府市における気になるお子さんへの子育て支援



倉吉市の発達障がい支援体制 整備について

倉吉市福祉保健部子ども家庭課
塚根智子

I 主な資源等の状況

人口 51,703人(平成20年3月末現在)

児童数 8,526人

(内 就学前 2,586人、小学校 2,830人、中学生 1,490人)

出生数 年間450人程度

(合計特殊出生率 1.68(平成18年))

保育所 24か所(定員 1,820人)・・・公立11、私立13

幼稚園 3か所(定員 520人)・・・私立3

子育て支援センター センター型(1)、保育所併設小規模型(4)

児童館・児童センター 10か所、放課後児童クラブ 15か所



■保健福祉等関係機関・施設

- ・自閉症・発達障害支援センター(1)
- ・児童デイサービス(3)、肢体不自由児通園施設(1)、知的障害児施設(1)
- ・児童相談所(1)、保健所(1)、専門医として県立病院小児科に脳神経小児科医1名を常勤配置
- ・障害者就業・生活支援センター(1)、障害者地域生活支援センター(2)、障がい関係施設・作業所、ハローワーク 等



■教育関係

- ・ 小学校(14)、中学校(5)、高等学校(5)、特別支援学校(1)
- ・ LD等専門員
(2名 特別支援学校・県中部教育局に配置)
- ・ 特別支援教育コーディネーター
(1名 特別支援学校に配置)
- ・ 特別支援教育主任(各小中高校に1名指名)
- ・ 特別支援学級、通級指導教室(2)、ことばの教室(1)、きこえの教室(1)



■乳幼児健診(受診率 98%程度)

- 6カ月、1歳6カ月(フォローの場として親子教室を月1回開催)、3歳
- 5歳(発達相談 アンケートで1次スクリーニング100%実施)

■新生児(乳児)訪問(98%程度)

こんにちは赤ちゃん事業との連携(保育士の訪問)



☆市の担当課

- ・福祉保健部保健センター
母子保健(乳幼児健診等)
- ・福祉保健部子ども家庭課
18歳未満の障がい児、保育所、幼稚園、児童館・
児童センター、放課後児童クラブ、ひとり親家庭、
児童虐待、家庭児童相談、DV等
- ・福祉保健部福祉課
18歳以上の障がい者、生活保護等
- ・教育委員会学校教育課
小中学校(指導主事等を配置)



Ⅱ 取り組みの状況

平成17年度～19年度

- ・鳥取県発達障害支援体制整備モデル事業の実施
- ・厚生労働科学研究2班(早期支援のシステムづくり等)に共同研究者として参加

平成19年度～

- ・厚生労働省「発達障害者支援モデル事業」、文部科学省「発達障害早期総合支援モデル事業」の実施



■ 取り組みの主な柱

1 早期発見、早期支援から 教育・就労につなげる体制の整備

- (1) 乳幼児健診の見直しと健診後のフォロー体制の整備
- (2) 専門医・専門職員による巡回相談及び現場指導
(保育所・幼稚園・施設等対象)
- (3) 関係職員・保護者研修
(保健師、保育園・幼稚園・学校・施設ほか関係機関職員、保護者等対象)
- (4) 専門医(脳神経小児科・精神科)との連携、
医療関係者との連携・啓発
(医療機関、医師会等との連携)



2 生涯を通じた支援体制の整備

- (1) 継続した支援の体制づくり
(担当窓口(コーディネーター)の設置、
個別支援計画の作成、移行支援会議の開催 等)
- (2) 地域の支援ネットワークづくり
(保護者、保健・医療・福祉・教育・就労関係者、地域住民
等で構成する支援組織の設置、地域住民・事業主等へ
の啓発 等)
- (3) 人材育成システムの検討
- (4) データ管理システムの検討
(個別支援計画の作成と併せ、乳幼児健診から一貫し
て支援する体制の整備)

■取り組みの経過

1 早期発見、早期支援から教育・就労につなげる体制の整備

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	ま と め
(1)乳幼児健診の見直しと健診後のフォロー体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児健診の見直し（問診票の追加、発達障害支援センターの参加等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●1歳6か月児健診の見直し（問診票の追加、発達障害支援センターの参加等） ●健診後のフォロー <ul style="list-style-type: none"> ・親子教室開始（1歳6か月児健診後） ・保育所等の巡回相談の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●1歳6か月児健診追加問診票を再検討 ●子育て支援センターとの連携 ●5歳児発達相談後のフォローとして小学校通級指導教室の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児健診の追加問診票を再検討 ●5歳児発達相談に教育委員会指導主事の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●問診票の追加により、フォロー児が増加した ●保育・教育との連携機能の向上が図れた
(2)巡回相談及び現場指導	<ul style="list-style-type: none"> ●専門医、自閉症・発達障害支援センター職員による（保育所・幼稚園対象） 			<ul style="list-style-type: none"> ●現場指導にスーパーバイザーを追加（放課後児童クラブ、児童館・児童センターも対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育士の発達障がい理解と保育技術の向上が図れた ●発見・気づきの機能が向上した
(3)関係職員・保護者研修	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の感覚運動研修 ●保健師（コーディネーター）の療育現場での研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の感覚運動研修 ●就労支援研修 ●保育士の療育現場での研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の感覚運動研修 ●応用行動分析研修（関係者全体対象、中学校区毎） ●保護者研修 ●就労支援研修 ●保育士・保健師の療育現場での研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の感覚運動研修 ●保育士の初任者研修 ●放課後児童クラブ、児童館職員研修 ●リーダー研修（保育士・教諭等対象） ●応用行動分析研修（中学校区毎） ●保育実践事例集の作成等 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育の質の向上が図れた ●教育との合同研修により相互理解が深まった

2 生涯を通じた支援体制の整備

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	まとめ
(1)継続した支援の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がい担当職員（コーディネーター）の配置 ●行政内部の役割分担の検討 ●移行支援会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●体制についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「倉吉市個別支援計画」作成 		<ul style="list-style-type: none"> ●コーディネーターの配置により相談機能の向上、関係機関との連携が進んだ ●保健・福祉・教育の連携が進み、事業の見直しが図れた
(2)地域の支援ネットワークづくり（啓発事業含む）	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がい支援体制整備検討委員会の設置（保護者、保健・医療・福祉・教育・就労関係者、地域住民等で構成） ●幼児期から青年期までの実践発表会（発表者：保育士・教諭・保護者・施設職員等）（平成16年度から） ●関係者会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●実践発表会 ●啓発研修（医療関係者対象、一般対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ●体制整備検討委員会の事務局を教育委員会と合同で設置 ●医療関係者向けリーフレット作成 ●実践発表会 ●啓発研修（一般対象） ●自閉症の青年を市立図書館に臨時職員として雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ●実践発表会 ●啓発研修（医療関係者対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門機関同士の連携が進んだ
(3)人材育成システムの検討	<ul style="list-style-type: none"> ●保健師（コーディネーター）の療育現場での研修 	<ul style="list-style-type: none"> ●親子教室担当者・子育て支援センター職員、保育士等の療育現場での研修、及び親支援プログラムファシリテーター養成研修受講 	<ul style="list-style-type: none"> ●合同研修会の開催（中学校区毎の保育・教育・児童クラブ・支援施設等職員対象） ●子育て支援センター職員、保育士等の療育現場での研修、及び親支援プログラムファシリテーター養成研修受講 	<ul style="list-style-type: none"> ●リーダー研修の開催（保育士・教諭等対象） ●初任者研修の開催（保育士等対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ●系統だった継続した研修が必要

倉吉市の障がいのある児童等への年代別支援体制

市担当課 (相談窓口)	子ども家庭課(ケアマネジメント、地域の支援ネットワークづくり)				福祉課(ケアマネジメント、地域の支援ネットワークづくり)	
	保健センター母子保健担当(就学前)		学校教育課指導主事(小・中学校)		(特別支援学校については特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと、高校については中部教育局指導主事と連携)	
所属等	保育所		小学校	中学校	高校	大学等
	(親子教室)	幼稚園 (子育て支援センター)	養護学校(小学部) (放課後児童クラブ 等)	(中学部)	(高等部)	
乳幼児健診	6か月児 1歳6か月児	3歳児 5歳児				
医療・診断	保健所(発達クリニック)		厚生病院(脳神経小児科)		倉吉病院(精神科)など	
療育	児童デイサービス(倉吉東こどもの発達デイサービスセンター・中部療育園、皆成学園)、					
	知的障がい児施設皆成学園					
	肢体不自由児通園施設中部療育園					
教育支援			特別支援教育主任(各小・中・高等学校)			
			特別支援学級			
			ことばの教室、きこえの教室			
	(就学前児童の相談支援)		まなびの教室(LD・ADHD)			
			「レインボー」通級指導教室(自閉症)			
		広汎性発達障害専門教員				
就労支援					職業安定所、障害者職業センター(ジョブコーチ)、障害者就業・生活支援センター	
相談・支援・判定・指導	自閉症・発達障害支援センター					
相談・支援			LD等専門員、特別支援教育コーディネーター			
					中部教育局指導主事(LD等専門員)	
	児童相談所			更生相談所		
地域療育担当支援員			障害者地域生活支援センター			



■ 取り組みの基本として

- 共に考え、共に行う
- システムと人材育成